

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体が厳しい財政状況の中、地域が持つ特性や住民ニーズに即応し、様々な行政課題に的確に対応していくとともに、個性豊かで魅力と活力に満ちた地域社会を形成していくためには、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。また、道州制導入を含めた地方制度改革の推進や特別自治市（通称 特別市）などの新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 少子高齢化の影響により税収減が見込まれる中でも、コロナ対策や物価高騰対策等、国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。
- (2) 地方交付税の財源不足については、地方の安定的な財政運営のため、地方交付税法で規定する法定率の引上げにより、確実に地方交付税総額を確保し、特例的な臨時財政対策債制度の廃止に向け積極的に取り組むこと。
- (3) 国が自ら行う施策や制度改正等に基づく施策及び事業における地方の財政負担分については、地方交付税措置にとどめることなく、地方負担が発生しないよう国庫補助金等の財源補てんの仕組みを構築すること。
- (4) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税割税率の引下げにより、都市自治体に取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税割税率の引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みの検討を行うこと。
- (5) 法人実効税率を引き下げる場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

- (6) 昨今の超低金利政策の中、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活するとともに、年利等の対象要件を緩和すること。
- (7) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (8) 地方創生応援税制については、税額控除の特別措置が令和6年度までとされているが、昨今、本制度を活用した企業から地方公共団体への寄附が盛り上がりを見せていることから、当該措置の適用期限を延長すること。
- (9) 脱炭素化推進事業債の事業期間は令和7年度までとなっているが、公用車に電動車を導入するには、車両と合わせ急速充電機を整備する必要があり、事業全体では莫大な事業費が必要となることに加え、車両更新計画に基づく相応の期間が必要であることから、事業期間を延長すること。
3. 地方交付税算定における消防費への加配について
- へき地や山間地を含む広大な面積を抱える都市自治体においては、人口規模による標準団体以上の消防力整備が必要となるため、実情に応じ更に加配した算定とすること。
4. ふるさと納税における住民税の減収の補填について
- ワンストップ特例制度によって地方自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金の交付等の適切な方法により、補填すること。
5. 軽油引取税の課税免除制度の継続について
- 中山間地域の産業の柱である冬季観光産業や農林業など地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除の特例措置について、令和6年度以降も継続すること。
6. 新型コロナウイルス感染症等による経済的影響に対する支援等について
- 新型コロナウイルス感染症により経済的に多大な影響を受けている事業者等に対し、十分な支援を講じること。
- また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を継続し、物価等の高騰の継続に加えて社会情勢の大きな変化に対しても都市自治体が柔軟かつ機動的に活用できるよう充実を図るとともに、追加配分も含めて十分な予算を確保すること。
7. 燃料価格、物価高騰に係る財政支援の充実について
- (1) エネルギー・物価高騰による影響が市民や事業者に幅広く及んでいることから、国による直接的なエネルギー価格高騰対策の継続、地域の実情に即した適切な財政措置の継続及び更なる拡充を図ること。特に令和4年度に国が新たに創設した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を今後も継続するなど、十分な

地方財源を確保すること。

- (2) 住民が利用する公共施設の運営・管理に支障を来すことがないように、公共施設の光熱費等の増嵩による都市自治体の財政需要の増加に対し、地方財政計画へ適切に反映するとともに、全ての地方自治体に公平に行き渡るよう、必要な財政措置を確実に講じること。

8. 人口減少対策に係る新たな施策の展開及び人口の自然減対策に係る支援制度の創設について

- (1) 人口減少対策として0～2歳児の保育の無償化、都市自治体が実施する子どもの医療費助成に対する支援、国が一方的に地方自治体に求めている保育所等における使用済み紙おむつの処分を公定価格に位置付けるなど、子育て環境の充実に向けた施策を展開すること。
- (2) 自然減対策は、相当長期に取り組む必要性を考慮して、柔軟に活用できる財政支援制度を創設すること。

9. 都市自治体のデジタル化の推進について

- (1) 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の円滑な実施のため、移行期限の弾力化及び補助金の拡充に加え、ベンダーと地方自治体のマッチング等の支援を実施すること。
- (2) 標準化システム移行に係る経費について、地方に過大な負担が生じないように、全体コストを整理した上で、実態に即した補助制度の見直しを行うこと。
- (3) ガバメントクラウドの利用料については、国が地方自治体の実態を把握した上で負担を検討するとともに、現行の運用コストよりも負担増とならないよう、財政措置を講じること。
- (4) 地方公共団体の基幹業務システム標準化の検討に必要な情報について、迅速かつ確実に公開すること。
- (5) 公金納付義務者の利便性向上及び金融機関からの請求が予定されている公金取扱事務手数料の負担軽減を図るため、地方税共同機構が運用するe L T A X（地方税共通納税システム）を経由した公金収納を行うことができる仕組みを速やかに構築すること。
- (6) 地域情報化アドバイザー派遣事業実施要綱に規定のある派遣日数（最大3日まで）やオンラインによる支援時間数（合計10時間）について、年度単位で複数のアドバイザーを指定し、期間中は何度でも支援を受けられるようにするなど、制度を拡充すること。

10. 社会保障・税番号制度に伴う財政措置について

マイナンバーカードに係る事務処理経費及び社会保障・税番号制度のシステム改修等に係る経費については、全額国費による財政措置を講じること。また、制度運用に

当たっては、都市自治体に対し、迅速な情報提供を行うこと。

1 1. 公金取扱い手数料等に対する財政措置について

金融機関に支払う公金取扱業務に係る手数料等について、地方財政措置を講じること。また、手数料等の単価等について、地域や金融機関による乖離が生じないように統一した設定とすること。

1 2. 人事院が定める地域手当支給地域について

人事院が定める地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圈等の実態を反映したより広域的な単位で指定すること。また、地域手当の支給率の見直しについては、社会経済状況の激変への対応を図るため、2年から3年ごとに見直しを行うこと。

1 3. 孤独・孤立で不安を抱える女性に対する支援事業への財政措置について

子育て、仕事、生活困窮等の問題のため、孤独・孤立で不安を抱える女性に寄り添い、必要な支援につなげる取組に対し、継続的な財政措置を講じること。

1 4. 多文化共生施策の推進について

- (1) 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体を実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。加えて省庁横断的な司令塔機能を有し、実効性のある多文化共生施策を強力に推進できる体制を整備すること。
- (2) 外国人材を含む外国人市民に日本語を学習する機会を提供するため、都市自治体が整備する日本語学習支援施設について、建設費に係る財政支援制度を創設すること。

1 5. 戦没者慰霊碑等の安全対策に係る支援の拡充について

老朽化した戦没者慰霊碑等の安全を確保するため、「国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金」の交付要件を全ての慰霊碑、全ての実施主体とし、補強補修も補助対象とするなど支援を拡充すること。

1 6. 消費生活相談体制の確立について

消費者の安全・安心の確保に向けた取組に対する財政措置として地方消費者行政強化交付金の所要額を確保するとともに、消費生活相談員を安定して雇用できるよう、原則7年間となっている当該交付金の活用期間を延長するなど、継続的な財政支援策を講じること。

1 7. 地方創生移住支援事業の要件緩和について

地方創生移住支援事業については、東京圏への過度な一極集中の是正を目的として創設された制度であることから、移住元に関する東京23区内に限定された要件を緩和すること。

1 8. 地方版図柄入りナンバープレートに係る対象要件の緩和について

地方版図柄入りナンバープレートの地域名表示の要件について、単独市町村の場合

の登録車の台数要件を複数市町村の台数要件と同じとすること、若しくは複数の市町村を含む地域を対象地域とする場合の複数市町村に、市町村合併により誕生した市町村を含むこととし、対象拡大となるよう要件を緩和すること。

19．国補助金等の交付時期の明確化について

国の補助金等の交付決定時期の変更や情報不足等により、補正予算措置した予算の年度間での組替えを余儀なくされる事態が生じているため、制度に関する情報を迅速に提供するとともに、交付決定時期や対応の変更については、特段の配慮の下、慎重に対応すること。

20．財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外について

議員のなり手不足が課題である財産区議会議員選挙においては、立候補者に供託手続や供託金の負担を強いる供託金制度を適用除外とすること。

21．衆議院（小選挙区選出）議員選挙の区割り見直しについて

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、公職選挙法により規定されているが、未だ市区町村によっては複数の選挙区に分かれており、選挙事務の非効率を招いているため、区割りを見直し、市区町村内においては単一の選挙区とすること。

22．選挙運動に係るポスター掲示場の設置について

各市（区）選挙管理委員会が、法令に規定されている選挙運動用ポスター掲示場と同様の内容をホームページで公開することにより、ポスター掲示と同等の効果が期待できることから、当該ポスター掲示場の設置総数を削減できるよう、法令を整備すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨に対する防災対策とともに、様々な自然災害などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 国土強靱化に向けた防災、減災対策等の予防防災及び富士山火山砂防事業をさらに推進すること。特に土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂池等の整備を重点的に進めるとともに、富士山が噴火した際の緊急的な減災対策を図ること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保を行うとともに、財政措置の拡充を講じること。

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難対象地域を有する各市町村の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関等の対応について一律的な方針を示し、所管省庁において関係機関への周知徹底を図ること。

3. 河川改修事業等の推進について

- (1) 流域治水への取組として、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、流域貯留浸透事業を実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、継続的かつ安定的な河川維持管理事業を推進すること。
- (2) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進するとともに、準用河川改修事業の予算確保と補助対象要件を緩和すること。また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備に対する財政支援を行うこ

と。

- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を重点的・集中的に実施し、必要な補正予算の編成を行うこと。また、河川改修事業等の事前防災対策の推進を強力に図るとともに、5か年加速化対策後も必要な予算を確保し、事業推進を図ること。
- (4) 事前防災・減災対策を強力に推進するために、治水事業に必要な予算を確保すること。
- (5) 各地で治水事業の停滞による被害が生じていることから、ハード対策や老朽化対策に必要な全体事業予算の確保を図ること。また、一級河川雲出川中流部の整備については、流域関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる流域治水としての対策を進めるに当たり、堤防整備に加え遊水地整備に伴う地役権設定などを進めるとともに、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組むべき体制の強化を図ること。
- (6) 天竜川の治水対策及び遠州灘における侵食対策のため策定されている「天竜川流砂系総合土砂管理計画」における「ダム貯水池機能の維持・確保と土砂移動の連続性の確保」、「河道掘削による治水安全度の維持・確保」、「土砂移動の連続性の確保と海岸防護機能の維持・確保」を着実に推進すること。
- (7) 地域住民の安全・安心の確保及び経済の安定を図るため、鈴鹿川、鈴鹿川派川及び内部川の早期整備を行うこと。
- (8) 一級河川雲出川に係る改修については、雲出川水系河川整備計画に基づき、特定都市河川に指定された支川とともに本川の改修事業を強力に推進すること。

4. 治水対策への財政支援について

河川整備等の治水対策を計画的に進めるため、計画事業量に見合う所要額の確保及び継続的に安定した財政支援を講じること。

5. 緊急防災・減災事業債制度等の恒久化について

防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、それぞれ令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債制度を恒久化すること。

6. 消防防災施設の維持管理への支援について

消防緊急通信指令施設の維持管理には高額な費用が必要となり、都市自治体に大きな財政負担が生じているため、財政支援制度を拡充すること。

7. 防火機器設置への支援について

大規模地震発生時における出火防止に効果的な感震ブレーカーの設置を促進するため、機器設置に係る財政支援制度を創設すること。

8. 災害救助法における応急修理の緩和について

災害救助法における応急修理について、仕様のアップグレードや仕上げのみの修理が認められておらず、当該修理が対象経費であるかどうかの審査に時間を要している

ため、仕様の変更や修理範囲に対する制限を緩和すること。

9. 庁舎建替え等に係る財政支援制度の創設について

都市自治体の庁舎は、大規模な災害が発生した場合、災害に係る膨大な情報が集中する復興の拠点施設として存続が最優先されるべき施設であることから、被災後に緊急的に特別交付税等の財源措置を行うよりも、予防的な措置として免震構造を備えた庁舎や災害対策拠点機能を有する施設の建設に対する財政支援制度を創設すること。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体の適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地域医療機関に対する支援について

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けている医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症患者受入れに対する財政支援の継続と物価高騰に対する財政支援を講じること。

2. 医療及び介護等に係る人材確保対策等への支援について

(1) 少子高齢社会が進展する中、地域における医療や福祉サービスの提供体制を持続可能なものとするため、都市自治体が取り組む医療や介護等に係る人材確保策に対し、より積極的な財政支援を講じること。

(2) 需要が高まる医療や介護サービスを将来的に維持・活性化させるために必要な医療や介護の分野におけるDXの推進に向けた取組への財政支援を講じること。

3. 介護職員・保育士等福祉事業従事者の処遇改善について

全国的に深刻な問題となっている介護職員や保育士等の不足の改善に向け、労働環境を整えるため、国費による更なる処遇改善を行うこと。また、その処遇改善については、国の公定価格の見直しにおいて、加算方法等の制度が複雑な処遇改善加算ではなく、抜本的な基本単価の引上げ等の改善を国費により講じること。

4. 孤立・孤独対策について

孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスが利用できるよう、対象を拡充すること。

5. 犯罪被害者等に対する支援について

犯罪被害者等の支援については、加害者の義務が果たされていない場合、国が直接的に関与するとともに、住所地によることなく等しく支援が行き届くよう生活支援制

度の充実を図ること。また、被害者に寄り添い、対応を一元的に総括する組織体制の整備を図り、十分な財政措置を講じること。

6. 介護保険制度の財政基盤強化について

全ての国民が安心してサービスを受けることができる持続可能な社会保険制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合の引上げや調整交付金の見直し等により保険料の増額を抑制する対策を講じること。

7. 地域支援事業における介護用品の支給に対する支援について

第8期介護保険事業計画期間中の特例的な取扱いとされている地域支援事業の任意事業としての介護用品の支給について、今後も継続した在宅要介護者への支援が可能となるよう、財政支援を継続すること。

8. 介護保険制度の見直しについて

介護保険制度の改正に当たっては、軽度者（要介護1・2）の生活援助サービス等について、利用者や都市自治体の意向を尊重し、安易に総合事業へ移行しないこと。

9. 国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図った上で、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入により被保険者の負担軽減を図るなど、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。

(2) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

(3) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

(4) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

(5) 保険者努力支援交付金は、保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることから、努力したすべての保険者が適正に評価され配分されるよう、引き続き、必要な予算を確実に確保すること。

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用の制度運用に当たっては、カード取得が困難である人の取扱い等、具体的な運用について内容を早急に示すとともに、国の責任において、国民に対する十分な周知を図ること。

10. 少子化社会対策について

(1) 出産・子育て応援交付金事業については、すべての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができる環境づくりという事業目的に鑑み、令和6年度以降においても恒久かつ安定的な制度にするとともに、地域格差なく継続的な事業実施がなされるよう

全額国庫負担とすること。

- (2) 地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は少子化社会対策であることから、対象者が自治体の財政状況によることなく等しく支援を受けることができるよう事業を見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

1 1. 教育・保育の公定価格の見直しについて

教育・保育施設等、すべての施設が安定的に運営できるよう、地域の実態や物価高騰等の社会情勢を十分に踏まえた公定価格となるよう適切かつ迅速に改定すること。

1 2. 地域型保育給付の拡充について

3歳未満児の保育需要の高まりにより不足する保育士を確保するため、地域型保育給付の人員配置基準や公定価格の見直しによる財政支援の拡充を図ること。

1 3. 障害児保育に関する財政支援制度の拡充について

保育所等における障害児の積極的な受け入れを支援し、障害児の保育需要に応えられるよう、現行の公定価格上の療育支援加算額の引上げ又は受入人数に比例した加算額の拡充など、十分な財政支援制度を創設すること。

1 4. 児童手当制度の拡充について

児童手当について、支給対象年齢の上限を18歳にするとともに所得制限を撤廃し、支給対象者の拡大を図ること。

1 5. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育希望者の増加により、認定こども園の施設整備がさらに必要となるため、地方交付税措置に加え、認定こども園の施設整備に係る補助制度の一本化に当たっては、補助率を「保育所等整備交付金」に合わせ2/3とすること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園預かり保育需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。
- (3) 幼児教育・保育料の無償化について、3歳未満児の保育に対する利用者負担の減免を実施する都市自治体もあり、都市自治体の財政力等により地域間格差が生じないよう、3歳未満児についても対象となるよう財政支援制度の拡充を図ること。
- (4) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始年齢が利用施設によって異なるため無償化開始の年齢を統一すること。
- (5) 多子世帯の保育料軽減は、在園児に兄弟姉妹がいる世帯はすべて、年齢や世帯の年収にかかわらず、第2子以降の保育料を無料とするよう制度を改正すること。
- (6) 年度途中に増加する0歳児の入所希望に対応するための保育士を、年度当初から配置するための経費を補助する制度を創設すること。また、外国人児童や障害のある児童を一定数受け入れる保育所に対して財政支援を行うこと。

1 6．保育士・幼稚園教諭等の確保について

保育士等の保育人材確保を図るため、公定価格における基本分単価の底上げを行い、業務負担軽減に資する配置基準へ見直すとともに、配置に要する経費のための必要財源を十分に確保し、勤務環境及び処遇改善等の必要な措置を講じること。また、保育士資格、幼稚園教諭免許の取得を促進する保育士修学金貸付制度の貸付期間を拡充すること。

1 7．保育所等の施設整備について

- (1) 公立保育所等の役割の重要性に鑑み、民営化が一定程度進捗した基礎自治体に対して、公立施設の機能を維持し、保育の質の向上を図るため、保育施設設備及び運営に関する補助制度を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 児童発達支援センターの設置について、既存施設の利用等の代替策が必要機能を満たし業務に支障がないと判断される場合は、指定施設となるよう設備基準を緩和すること。

1 8．公立認定こども園等の整備に対する支援について

公立認定こども園等の施設改修等に対する財政支援制度を創設すること。

1 9．放課後児童健全育成事業の補助基準について

育成支援の質を確保するため、補助基準額をクラブ運営経費に見合うよう増額すること。また、年間開所日数200～249日のクラブの児童数に応じた区分をさらに細分化して補助基準額を設定すること。

2 0．子ども医療費助成制度の創設について

全国の自治体が単独事業として実施している子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、自治体の財政状況によることなく等しく助成を受けることができるよう、国の責任において全国統一基準による制度を創設すること。

2 1．生活保護制度の見直しについて

- (1) 生活保護制度は国が責任を負うべき全国一律の制度であり、最後のセーフティネットとして適切に運用していくため、生活保護費は全額国庫負担とすること。また、制度改正に伴うシステム改修経費を含めた関連経費も全額国庫負担とすること。
- (2) 近年の猛暑により、夏季での冷房器具使用による光熱費の支出増加が避けられないことから、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、実情に合わせた夏季加算を早急に創設すること。

2 2．生活困窮者に対する支援について

生活保護受給者及び障害福祉サービス利用者に、住所地以外の無料低額宿泊所を利用させる場合は、居住地特例の対象とすること。

2 3．民生委員・児童委員の支援体制の充実について

- (1) 民生委員法第6条第1項の規定を見直し、議会の議員の選挙権を有しない外国籍の住民を民生委員の推薦対象とするとともに、厚生労働省通知「民生委員・児童委員の選任について」を見直し、市や地域の実情、候補者の健康状態や意欲に応じた推薦を可能とすること。
- (2) 年齢制限に関する原則の撤廃と募集等に関するガイドラインの策定等による推薦・委嘱手続きの改善を図ること。
- (3) 担い手確保を図るため、活動費の増額をはじめとする処遇改善とそれに係る地方財政措置を充実すること。
- (4) 活動範囲を明確にするための活動マニュアル策定とともに、活動記録の簡素化・デジタル化等による負担軽減を図ること。
- (5) 住民への役割周知や先進的な取組の共有・モデル化等によるPRの強化により活動への理解促進を図ること。
- (6) 活動支援のための方策を構築すること。
- (7) 一部の都市自治体において設置する民生委員協力員などの協力体制の確立により、新たな地域の担い手の掘り起こしを図ること。

2 4．高齢者施設等における施設整備の促進について

高齢者施設等の老朽化に伴う防災・減災対策や感染症対策の強化等を目的とした施設整備を促進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について、十分な財政措置を講じること。また、事業期間を確保するため交付手続きの改善を図ること。

2 5．加齢性難聴者への支援について

加齢性難聴者の日常生活の質の向上と社会参加の阻害防止を図るため、補聴器の購入経費について助成制度を創設すること。

2 6．福祉サービスにおける送迎加算の改善について

福祉サービスの報酬における送迎加算は、送迎距離の長短や地理的及び気候要件による費用負担の多寡にかかわらず全国一律の単位数のため、地域の実情を踏まえた加算内容に改善すること。

2 7．地域生活支援事業に対する財政支援の充実について

- (1) 地域生活支援事業について、自治体に超過負担が生じず安定的に運営し障害福祉サービスを提供できるよう、補助対象経費の実支出額の100分の50を補助するために必要な予算を確保すること。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第45条の2に規定する国及び都道府県の市町村に対する補助額の算定基礎となる厚生労働大臣が定める基準において、算定根拠を明確化すること。
- (2) 地域生活支援事業の必須事業のうちの移動支援事業と日常生活用具給付等事業は、従来の国庫補助の配分と別枠に位置付け、事業実績に見合う確実な財政支援を

講じること。

28. 障害者福祉の充実・支援について

- (1) 障害者（児）の歯科健診、歯科治療に取り組む病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障害者加算等の診療報酬を大幅に増額すること。
- (2) 重度訪問介護等の訪問系サービスを含む障害福祉サービスに係る費用について、自治体間において負担が偏らないよう、国庫補助負担基準を見直すこと。
- (3) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成のための体制整備について、支援措置を講じること。

29. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

- (1) 地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じること。特に、小児科医、産科医の確保が非常に困難な状況にあるため、子育て世代が安心して出産や子育てができるよう小児科医・産科医を確保するための奨励金制度を創設すること。
- (2) 地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。
- (3) 安心できる地域医療体制が存続できるよう、地方の医師不足と医師偏在の解消、医学部偏在の解消と定員の増、新規診療所開設への助成など、地域の医療格差を縮小する取組に対し、一層の支援を行うこと。
- (4) 新専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、日本専門医機構及び基本領域学会に対して実効性のある対応を求めるよう国が主体的に関与すること。
- (5) 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用は医師の労働環境の改善及び医療の質の向上に資する一方、大学病院等からの医師派遣が困難となり、救急医療をはじめとする診療体制の縮小が危惧されることから、地域医療が崩壊することがないように、慎重な制度移行に努めるとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。
- (6) 病院等における薬品等の材料費や医療機器等の購入に係る消費税負担は、社会保険診療報酬等に反映されているとなっているが、保険診療における費用負担は十分ではなく病院等の負担は増額しているため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

30. オンライン診療の普及について

過疎地域、医師不足地域におけるオンライン診療普及のための環境整備、導入費用に対して、より一層の支援を行うこと。

31. 公立病院等の施設整備に対する支援について

継続的かつ安定的な地域医療提供体制を確保するため、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置について、建築単価の上限引上げなどにより、近年の急激な建設事業費の上昇に対応できるよう、十分な財政措置を講じること。

3 2．新型コロナウイルス感染症の影響を受ける自治体病院への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されても、空床補償や院内感染防止対策費等への措置を継続すること。また、新たな措置を導入する場合は、病院経営に影響を及ぼすことがないよう、同等水準の額が確保できる制度設計とすること。
- (2) 特別減収対策企業債については、繰出基準を償還利子のみならず元利償還金の全額まで拡充するとともに、当該繰出しに対して一定割合での措置率での普通交付税措置を可能とする制度設計とすること。
- (3) 地方交付税措置の算定における病床割の算定基礎額（1床あたりの金額）を増額すること。

3 3．予防接種、妊婦健診及びがん検診への財政支援について

定期予防接種や妊婦健診に係る費用については、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助による財政支援とすること。また、がん検診の総合支援事業に係る費用については、国庫補助による財政支援を継続すること。

3 4．予防接種事業について

- (1) 風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充すること。特に、先天性風しん症候群（CRS）対策である「妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等」に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。
- (2) 任意接種である帯状疱疹ワクチン接種費用の助成を実施する自治体に対する事業費補助を創設すること。
- (3) 帯状疱疹予防ワクチンの公衆衛生上の有効性や費用対効果を早期に検証するとともに、公費助成での実施とする場合にあっては、全国で公平な取扱いとなるよう早期に予防接種法に基づく定期接種化として位置づけ、地方財政措置を図ること。
- (4) 交付団体、不交付団体にかかわらず、国の責任において、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種費用を全額負担すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けが引き下げられた後も、ワクチンの接種に関連する費用について、自治体の負担とならないよう、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。

3 5．不妊治療に係る患者負担への支援の充実について

不妊治療における医療保険適用後においても自己負担額に対する助成を継続するとともに、先進医療の保険適用について制度を拡充すること。

3 6．育児休業給付の財源の見直しについて

子育て支援を推進する気運を社会全体で高めるため、育児休業給付の位置付け及び財源を雇用保険制度から子ども・子育て支援新制度とすること。また、コロナ禍において求められている在宅勤務への転換推進を雇用保険制度における雇用安定事業に位置付けた上で、現在の育児休業給付の財源を充てること。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化に

ついて

(東 海)

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

加えて、2050年のカーボンニュートラルへ向けて、脱炭素化を社会全体で実現していくための施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会資本整備への支援について

(1) 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、幹線道路や高速道路をはじめ、河川、砂防、市街地再開発、土地区画整理、都市公園等の社会資本整備が計画的かつ着実に進捗するよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の必要な予算を確保し、社会経済状況や地域の実情に即した、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

(2) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費を、補助対象とすること。

2. 道路橋梁事業の促進について

(1) 高速道路等の跨道橋については、当時の道路公団が建設し地元市町村に移管されたものであるが、補強・補修工事に当たっては、高速道路上での作業や交通規制など専門性を有するため、高速道路会社の積極的な対応と技術的支援について働きかけること。

(2) 地域の発展と緊急輸送路の機能強化や救急医療活動の支援など安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。

(3) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路（浜松湖西豊橋道路）について早期整備促進を図ること。また、国道1号潮見バイパスについて、交通量の増加により発生している交通事故削減及び渋滞緩和対策を図ること。

(4) 国道150号バイパス（南遠・榛南幹線）の未整備区間を早期に整備すること。

- (5) 国道1号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置づけられているものの、現在、慢性的な交通渋滞が発生し、住民生活や産業・経済活動に支障を来しているため、バイパスの全線4車線化を早期に整備すること。
- (6) 地域高規格道路御前崎奥大井連絡道路（国道473号バイパス）の未整備区間を早期に整備すること。
- (7) 空港アクセス道路は空港へのアクセスの向上だけでなく、広域的な連携を図るためのインフラ整備であるため、空港アクセス道路南原工区の全線開通に向け早期に整備すること。
- (8) 令和5年度末が交付金終了予定となっている狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）を継続すること。
- (9) 産業経済の大動脈として重要な路線である国道21号の完全6車線化と岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (10) 生活に密着した道路等の整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
- (11) 道路網の整備、橋梁の耐震化、長寿命化による安全性・信頼性確保につながる事業促進を図るため、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をはじめとする取組が推進できるよう必要な予算措置を講じること。
- (12) 東海環状自動車道について、令和6年度の開通見通しが示されている大安～北勢間の1日も早い開通及び令和8年度全線開通見通しが示されている西回り区間（北勢IC～養老IC）の事業促進を図ること。また、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源を創設するとともに、周辺道路ネットワークの整備を図ること。
- (13) 国道1号関バイパスについて、用地買収が概ね完了している区間の早期着手と全線事業化を図ること。また、周辺道路ネットワーク整備として、名阪国道の亀山IC上りオフランプにおける渋滞解消や事故防止の安全対策としてランプ構造を改善すること。
- (14) 三重県北勢地域の持続的な発展のため、ダブルネットワーク機能の強化とミッシングリンク解消に向けた鈴鹿四日市道路、鈴鹿亀山道路の事業促進及び新名神高速道路の6車線化の早期整備を図ること。
- (15) 名神名阪連絡道路は、北陸自動車道や伊勢自動車道、京奈和道路と一体となって日本海から太平洋に至る南北軸を形成することで広域交流が促進され、地域集積圏の形成や魅力ある定住につながるため、早期に事業着手すること。
- (16) 伊勢・鳥羽・志摩を結ぶ伊勢志摩連絡道路のうち、国道167号磯部バイパスについて、2025年に開催予定の日本国際博覧会（大阪・関西万博）を見据えた事業促進・早期完成を図ること。
- (17) 大規模災害時の命の道、地域の観光や経済の振興、救急医療体制の整備促進を図るため、紀伊半島一周高速道路（近畿自動車道紀勢線）及び紀伊半島アンカールート

(奈良中部熊野道路)の早期整備を図ること。

3. インフラの維持管理・更新に係る支援について

都市自治体が管理する橋梁やトンネル等の道路施設の点検及び修繕について、技術的支援を含めた支援制度の充実を図るとともに、十分な予算を確認すること。

4. 港湾整備事業について

(1) 御前崎港の防災・老朽化対策として、「西ふ頭1・2号岸壁の予防保全対策」「御前崎港防波堤の老朽化対策及び粘り強い構造化」「港湾及び後背地を守る海岸保全施設の整備」の促進を図ること。

(2) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの整備を図ること。

(3) 重要港湾衣浦港外港地区(衣浦ポートアイランド)に、国際海上貨物の取扱拠点となる、水深12mの耐震強化岸壁を有する、新たなふ頭を早期に整備すること。

5. 河川整備事業の推進及び支援について

(1) 都市自治体が管理する普通河川の改修に、社会資本整備総合交付金が活用できるよう制度を拡充すること。また、改修を計画的に進めるには長期間を要するため、令和7年度まで期間延長された緊急自然災害防止対策事業債制度を更に延長するとともに、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債制度の期間を延長すること。

(2) 木曽川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、洪水対策に有効な新丸山ダムの早期完成を図ること。

6. 水道事業への支援について

(1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金においては、より多くの水道事業者が活用できるよう、浸水災害対策に必要な施設を整備する際の補助採択基準のうちの資本単価要件を緩和すること。

さらに、安全で安定した水道水の供給を図るため、取水、導水施設の耐震化や老朽化施設の更新・改良等の整備が促進できるよう、補助採択基準を緩和又は撤廃すること。

(2) 生活基盤施設耐震化等交付金においては、水道施設の耐震化を推進しつつ水道事業経営の健全化・安定化を図れるよう、補助採択基準の緩和又は撤廃、基幹管路以外への対象事業の拡大、補助率の引上げにより、自由度の高い補助制度とすること。

特に、水道施設等耐震化事業については、令和5年度実施事業に限るとされている料金回収率の補助採択基準の緩和を、令和6年度以降も継続すること。

7. 水道事業広域化に対する国庫補助制度採択基準の緩和について

水道事業広域化を推進するため、水道基盤強化に要する経費及び不要施設の撤去費など補助対象事業の拡充と、事業体数が2事業団体で対象となるよう採択基準を緩和

すること。

8. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

統合上水道の旧簡易水道施設整備に対する繰出基準について、統合水道が実施する全ての国庫補助事業を対象とするよう拡充し、地方交付税による財政措置を講じること。

9. 下水道事業への支援について

- (1) 住民の安全・安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靱化に係る経費について、必要な財源確保を図ること。また、流域治水対策に関連した官民連携浸水対策下水道事業について、都市公園や道路整備等にあわせた雨水貯留浸透施設整備などをより効果的に進めるため、下水道事業以外の公共事業等についても対象となるよう支援制度を拡充すること。
- (2) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、耐震化や改築、更新などを計画的かつ持続的に遂行していくため、国庫補助制度を今後も堅持するとともに重点事業とし、十分な予算を確保し適切に配分すること。
- (3) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。また、補助率の引上げにより財政支援を拡充すること。
- (4) 災害時において下水処理機能の維持を図るには、下水道施設を順次耐水化していく必要があるが、長期間を要するため、防災・安全交付金における重点配分の対象として継続し十分な予算を確保すること。

10. 土地利用に関する規制緩和及び法令改正について

農地法や農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法などの開発等の規制により、新たな土地利用が困難となっていることから、地方創生や地域振興に向け、地域の実情に応じた柔軟なまちづくりが可能となるよう土地利用に関する抜本的な規制緩和や法令改正を行うこと。

11. 都市再生整備計画事業への支援について

都市再生整備計画事業について、中山間地域にとっても活用しやすい制度となるよう要件を緩和するとともに、補助率を引き上げ十分な予算を確保すること。

12. 景観及び歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

景観及び歴史まちづくり事業に関しては「歴史的風致維持向上計画」の認定により利用できる支援制度は広がるが、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

13. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の維持及び更新を計画的かつ着実に推進するため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象事業を拡大すること。

また、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象とすること。

1 4．公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件の緩和について

- (1) 都市公園事業について、2 ha 未満の施設整備についても交付対象とするよう補助要件を緩和すること。
- (2) 公園施設長寿命化対策支援事業について、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件を緩和すること。

1 5．地籍調査事業に係る提出資料の見直しについて

地籍調査の成果として提出する地籍図写の材質は50年前の指定であり、電子データで管理している現状にそぐわないことから、効率化の観点からも提出資料について見直しを行うこと。

1 6．空き家対策の推進について

- (1) 年々増加している空き家に係る対策を促進するため、空き家対策総合支援事業について特定空家等に対する行政代執行や略式代執行に係る費用回収等の手続を円滑に進めるための支援制度を構築すること。また、観光産業の振興に寄与するため、観光地における空き家等を除去する際の補助率を上乗せするなど支援の拡充を行うこと。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に必要な措置として列記される特定空家等の修繕、立木竹の伐採等に要する費用についても、財政支援措置を講じること。
- (3) 空き家情報の行政への登録義務付けを法制化すること。また、空き家所有者と空き家から悪影響を受けている近隣住民の間で改善に向けて直接対応できるよう、空き家所有者等情報の現地への表示や、都市自治体が自治会等の外部へ提供できる制度を構築すること。

1 7．アスベスト含有建材の調査及び撤去に関する支援制度の創設について

工事開始前のアスベスト含有調査に必要な資格取得支援制度及び非飛散性アスベスト建材の撤去に要する費用に対する財政支援制度を創設すること。

1 8．リニア中央新幹線事業の推進及び関連整備への支援について

- (1) リニア中央新幹線の整備効果を遺憾なく発揮させるため、東京・大阪間の全線早期開業に向けて、財政投融资による支援等を継続して実施すること。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとするとともに、事業主体に対し、名古屋・大阪間の2037年開業に向けた工事の早期着工のため、中間駅の概略位置を早期に決定し、公表するよう働きかけること。
- (2) 国家プロジェクトとしてのリニア中央新幹線の開業効果を最大限波及させるため、

都市自治体が行う機能整備が計画的に推進できるよう、積極的な財政支援を講じること。また、リニア軌道により分断される地域の機能回復などの関連事業を、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象とし、必要な予算を確保すること。

19．富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結を国家的プロジェクトに値する重要課題として、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

20．地域鉄道の存続に係る経営支援について

- (1) 地域振興に寄与するとともに、交通弱者や地域住民の生活路線として必要な地方鉄道を存続させるため、地域公共交通確保維持改善事業等に係る補助金の対象事業の拡大及び補助率の引上げを図ること。また、経常的に生じる運行維持経費や施設維持管理費に対しても財政支援を講じること。
- (2) コロナ禍による社会の行動変容が急激に進み、鉄道の利用者が元に戻らないと想定される中、減収及び燃料費や物価高騰により増加する運行維持経費等に対する支援措置を継続するとともに、新たに減収補填制度を創設するなど、支援制度の拡大を図ること。
- (3) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、補助率の嵩上げなど制度を拡充すること。
- (4) 安全・安心な運行やバリアフリー化などの設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (5) 地域鉄道事業者支援に対して、都市自治体が行う維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。
- (6) 地域の移動手段が将来にわたり持続可能なものとなるよう、財政的な支援だけでなく、調査・研究等の積極的な関わりを持つこと。
- (7) 地域交通ネットワークの維持・存続のため、ネットワークを形成する鉄道事業者及びバス事業者に対して運営支援制度を創設すること。

21．地域公共交通に対する支援について

- (1) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源の確保及び地域内路線についても財政支援を行うとともに、長期化する新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に鑑み、令和5年度以降も要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的に対応すること。また、運転手確保のための制度を創設すること。
- (2) 広域に跨るバス路線について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について、アフターコロナの需要減少に対応した制度設計を行い、補助要件のうち「1日当たりの輸送量15人以上」について、要件の引下げをすること。

- (3) 高齢者等交通弱者の移動手段を確保する運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を行う都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助制度における基準額の引上げなどにより財政支援制度を拡充すること。
- (4) タクシーは公共交通機関の一翼を担う市民生活に欠かせない重要な交通インフラであり、タクシー利用の需要に対応ができない状況が続いている今、タクシーの運行台数が増加するよう、タクシー運転手の労働環境を始め、タクシー事業者への支援や運行に係る規制緩和の措置などの効果的な支援策を講じること。

2 2. 農林業の振興施策の充実強化について

- (1) 原木しいたけ等の特用林産物栽培については、カシノナガキクイムシを媒介にしたナラ枯れ等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫の発生原因及び被害状況を把握し、防除対策を講じること。
- (2) わさび等の世界農業遺産認定地域における産業等の保全・継承に向けた支援に努めること。あわせて、災害に強い栽培方式の検討及び支援に当たっては、伝統工法を踏まえた方式となるよう努めること。
- (3) 燃料や生産資材等の価格高騰により農畜産業経営が圧迫されているため、農畜産業従事者への継続的な支援を行うこと。また、畜産農家に対し、配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化と輸入粗飼料に対する支援制度を創設すること。
- (4) 強い農業づくり総合支援交付金及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金について、施設や機械導入など酪農に関する事業を対象とすること。
- (5) 農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産基盤や農村生活環境等の整備が計画的に行えるよう、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保すること。

2 3. みどりの食料システム戦略推進交付金の交付期間延長について

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち「有機農業産地づくり推進事業」は、有機農業の生産から消費までの一貫した取組が定着するまでに相応の期間と財源を要することから、有機農業実施計画期間内は交付金の対象とすること。

2 4. 農地転用の要件緩和について

高速道路のインターチェンジ周辺における農業振興地域等の農地転用については、農業及び産業基盤整備の状況、交通利便性等を総合的に鑑み、地域の実情に即した効果的な土地利用が図れるよう規制を緩和すること。

2 5. 水産業の振興施策の充実強化について

全国的に広がりを見せている藻場消失を食い止めるための直接的な施策として藻場造成工事等を実施するとともに、水産多面的機能発揮対策事業を含めたソフト対策の拡充と継続的な支援を実施すること。

2 6. 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた事業者等への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格や物価の高騰により経営状況が悪化した

事業者に対し、事業継続のための支援に加え、業種を問わず事業拡大や経営の安定化に取り組む事業者への各種支援を充実・強化し、継続して実施すること。また、申請における手続を簡略化すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けている観光需要を取り戻し、観光産業の回復を図るため、継続的かつ感染状況に応じた弾力的な財政支援策を講じること。

(3) エネルギー価格の急激な高騰が事業経営を大きく圧迫していることから、激変緩和措置を実施すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症関連の融資制度において、令和5年度に元金返済が始まる債務が多く見込まれることから、事業者に対する資金繰り支援を実施すること。

27. 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

(1) 民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

(2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

28. 脱炭素化に向けた取組への支援について

(1) 2050年カーボンゼロの実現に向けて様々な技術的支援を充実すること。また、各種財政支援制度について、より簡易で利用しやすい制度設計に改めるとともに、支援内容の充実を図ること。

(2) 都市自治体におけるゼロカーボンシティを実現するため、家庭における脱炭素への取組や住民一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型に転換する取組に対する財政支援を強化・拡充すること。

(3) 地球温暖化防止や温室効果ガス削減等について、国民の関心が高まるよう各種メディアを駆使した政府広報の頻度を増やすこと。

29. 不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

30. 災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

31. 生活循環整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金の交付対象事業に災害廃棄物の仮置き場等に利活用す

- ることを前提とする旧施設の解体事業を加えるよう、交付対象経費を拡充すること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金について、し尿処理施設等の廃棄物処理施設に係る解体費用や、新たな施設整備を伴わない廃棄物処理施設の解体事業を交付対象とする等、市町村の実情に応じたものに見直すこと。
 - (3) 循環型社会形成推進交付金について、施設の設置主体や規模にかかわらず補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業や老朽化による更新についても補助対象とすること。
 - (4) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和するとともに、団地の大型浄化槽利用区域に居住する者や、合併浄化槽の更新に対しても補助対象とするなど制度を拡充すること。
 - (5) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、管渠も補助対象とするよう、制度を拡充すること。
 - (6) 老朽化し、維持管理が困難となった合併処理型の集中浄化槽から個別の合併処理浄化槽への切替えに対し、循環型社会形成推進交付金の補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。

3 2. J-クレジット制度の改善について

- (1) 登録から認証・発行までの手続きやクレジット創出に係る方法論の簡素化を図り、速やかにクレジットの認証・発行が可能となるようシステムの再構築を図ること。
- (2) 認証を受けたクレジットについて、円滑な販路拡大ができるよう制度を改善すること。

3 3. 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

- (1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。
- (2) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。また、事業者が撤去や廃棄をする際はリユース・リサイクル等に努めさせること。
- (3) 多発する集中豪雨にも対応できる雨量強度とするなど、林地開発許可を含む各許認可の基準を見直すこと。
- (4) 事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、義務教育施策への更なる配慮や、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 児童生徒への支援の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に6人程度に引き下げること。
また、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、教員、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導や支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒を支援するための人的配置については、地方交付税措置がなされてはいるものの、普通学級に在籍する支援を要する児童生徒の増加、また、多様化する支援内容に対応するためにも、更なる財政支援を講じること。
- (4) 医療的ケア児に対し切れ目のない支援体制を整え安心して通学できるよう、医療的ケアを行う看護師等の配置に対し、十分な財政支援を講じること。

2. 特別支援教育就学奨励費補助金の対象範囲の拡大について

特別支援教育就学奨励費について、特別支援学校に通学する肢体不自由又は重度・重複障害の児童生徒のみを対象としている修学旅行費の付添人経費の補助を、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒にも認めること。

3. 外国人児童生徒への支援の充実について

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒一人ひとりに応じた教育を保障するために、日本語指導及び通訳業務に携わる人的配置に係る財政支援を拡充すること。
- (2) 日本語指導が必要な児童生徒が家庭の状況に左右されず初期日本語指導教室等に確実に通級できるよう、バスやタクシー等の送迎に係る財政支援を講じること。

4. 子どものいじめ防止対策への支援について

いじめ問題等の防止に向けた取組においては、第三者的立場である外部専門家を活用した取組を再度補助対象とするとともに、啓発活動に係る費用を補助対象とするこ

と。また、問題対応には専門的知識を有する社会福祉士等の活用が有効であるが、人材が不足しているため、人材養成の促進を図ること。

5. 学校給食に関する制度の見直しについて

- (1) 食育を通して子どもたちの心身の発達や健康を支えていく義務教育における学校給食について、保護者負担となっている食材費相当分の無償化を実施している都市自治体もあり、都市自治体の財政力等による地域間格差が生じないように、義務教育における学校給食を無償化とするよう制度を見直すこと。
- (2) 学校給食の円滑な実施のための、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減に対し、臨時交付金等による支援を令和5年度以降も継続すること。
- (3) 学校給食では、食育の推進やアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供や献立作成の助言等、専門知識に基づいた対応が不可欠であり、栄養教諭や学校栄養職員が担うべき職務は質・量ともに増大しているため、栄養教諭等の配置基準を見直すこと。

6. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) G I G Aスクール構想を持続可能なものとし、自治体間の教育格差が生じないように、G I G Aスクール構想により構築された小・中学校の児童生徒への1人1台端末及びネットワーク環境の端末等機器の更新や設備の維持管理、学習系ネットワークの通信費、G I G Aスクール運営支援センターの運営整備に対し、地方負担のないよう継続的かつ十分な財政支援を講じること。
- (2) 学習・管理ソフトウェア、機器のサポート等のランニングコストに対する財政支援を講じること。
- (3) 都市自治体や保護者が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に対して財政支援を講じること。
- (4) 学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支援を講じること。
- (5) 学級数の変動やI C Tを活用した学習の拡大等によるS I N E T活用等の学習系ネットワークの追加整備や通信環境改善について、補助制度の延長及び遡及適用など、十分な財政支援を講じること。
- (6) 教職員のI C T機器の活用スキルの向上及びI C T機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、公立小・中学校4校に1人とされているI C T支援員等の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。
- (7) G I G Aスクール構想に係る財政支援は、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助により講じること。

7. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 校舎、屋内運動場などの学校施設整備や、空調設備整備、トイレ改修、バリアフリ

- 一化など各種環境改善について、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の補助単価の引上げ、補助率の嵩上げ、補助対象事業費の上限額・下限額の見直し等により財政支援を拡充するとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 教育環境の改善に向け、空調設備整備及び学校トイレ洋式化を推進するため、学校施設環境改善交付金の優先採択を行うこと。
- (3) 災害時に避難所となる小・中学校等の屋内運動場への空調設備設置や建築非構造部材の耐震対策等の各種改善事業に対する公立学校施設整備費負担金・学校施設環境改善交付金等について、補助要件の緩和、補助単価の引上げ、補助率の嵩上げ、補助対象の拡張など、財政支援を拡充すること。
- (4) 公立学校施設整備工事が授業に影響を及ぼさない夏休み中に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択すること。
- (5) 令和4年度で大規模改造（老朽）事業が廃止され、内部改修が補助対象外となったことに伴い、それを補完する新たな補助事業の創設及び長寿命化改良事業に係る予防改修事業の要件を緩和すること。
- (6) 学校給食を安定的、継続的に供給するため、学校給食センターの老朽化に伴う施設の大規模改修や増築を伴わない施設の改修、機器や車両等の設備の更新について、学校施設環境改善交付金の補助対象となるよう要件を拡充し、十分な財政措置を講じること。
- (7) 学校共同事務室の設置に伴う備品や消耗品の整備について、財政支援を講じること。
- (8) 公立小・中学校の適正規模・適正配置が求められる中、統合校の建設に当たり現行の補助制度・補助割合では、用地取得費や土地造成費に係る補助制度が無く、津波浸水想定区域外への高台移転や校舎等の嵩上げに対する補助については申請要件が厳しいため、事業推進が困難となっていることから、財政支援制度の新設、補助要件の緩和、学校施設建設費の補助率の引上げなど早急な見直しを行い、財政支援を拡充すること。
8. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について
- 教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。
9. 児童生徒の遠距離通学費の支援について
- 遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の安全・安心な通学方法として継続的にスクールバスを運行するため、補助制度における遠距離通学の距離基準を緩和するとともに継続した補助制度とすること。また、スクールバスの購入経費や運行経費について国が負担するスクールバス制度を創設するなど、恒久的な支援措置を講じること。
10. 幼稚園教諭宿舎借上げ支援について
- 幼稚園型一時預かり事業等を実施するなど、待機児童解消の役割を担う幼稚園にお

ける教諭確保対策として、保育士宿舎借り上げ支援事業と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

1 1．文化財の整備に対する支援について

国指定文化財の整備を計画どおり進めるため、申請額に対し減額することがないよう十分な予算を確保すること。また、個人所有の登録有形文化財は維持管理や修理に対する補助制度が無く、維持修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の個人所有者に対する財政支援制度を創設すること。

1 2．休日の部活動地域移行に伴う支援について

休日の部活動の段階的な地域移行と地域の持続可能で多様な文化・スポーツ環境の一体的な整備に向け、地域人材確保や部活動指導員の養成・配置、送迎費用等の活動に伴い新たに発生する保護者負担の軽減に対して財政支援を講じること。

1 3．ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業の拡充について

日本代表選手及び中央競技団体による高地トレーニング施設の積極的利用を図り、国際競争力の向上をサポートするため、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業において移動経費を事業対象とすること。また、備品整備及び施設整備の事業対象を拡充すること。

1 4．飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアへの総合的な支援について

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内トップアスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアについては、受入体制や選手育成機能を高めるため、また、2024年パリオリンピック・パラリンピックや2025年東京世界陸上に向けソフト・ハードにわたる総合的な支援を継続すること。